

設 計 書

予算項目	水道事業会計 原水及び浄水費/委託料 総係費/委託料 下水道事業会計 ポンプ場費/委託料
委託番号	委託 第12号

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和6年12月23日	履行期間	令和7年 4月 1日	から
委 託 名	上下水道局川尻庁舎等一般廃棄物収集運搬業務委託				令和8年 3月 31日	まで
委託場所	上下水道局(川尻みよし町14－8) 他計4箇所			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)					

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		一般廃棄物収集運搬	
	業 務 価 格			上下水道局川尻庁舎	
	消費税等相当額			仁井田浄水場	
	業 務 委 託 費			豊岩浄水場	
				八橋汚水中継ポンプ場	
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

内訳表

項 目	形 状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
川尻庁舎						①
仁井田浄水場						②
豊岩浄水場						③
八橋汚水中継ポンプ場						④
小計						万円未満切り捨て ⑤…①+②+③+④
消費税						⑤×10%
合計						

内訳明細表

項 目	形 状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(川尻庁舎) 廃棄物積込運搬費		回	142			週 3 回 001
資源化物積込運搬費		回	99			週 2 回 001
廃棄物処理手数料		kg	14, 000			002
小計						万円未満切り捨て ①
(仁井田浄水場) 廃棄物積込運搬費		回	42			週 1 回 001
資源化物積込運搬費		回	12			月 1 回 001
廃棄物処理手数料		kg	4, 000			002
小計						万円未満切り捨て ②

内訳明細表

項 目	形 状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(豊岩浄水場) 廃棄物積込運搬費		回	42			週 1 回 001
資源化物積込運搬費		回	12			月 1 回 001
廃棄物処理手数料		kg	1, 500			002
小計						万円未満切り捨て ③
(八橋汚水中継ポンプ場) 廃棄物積込運搬費		回	42			週 1 回 001
資源化物積込運搬費		回	37			週 1 回 001
廃棄物処理手数料		kg	5, 000			002
小計						万円未満切り捨て ④

代価表

運搬費

1 回当たり

001

項 目	形 状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
特殊作業員		人				
雑役乙		人				
計						

代価表

廃棄物処理手数料

1 k g 当たり

002

項 目	形 状	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処理手数料		kg				
単位当たり						

上下水道局川尻庁舎等一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

- 1 件 名 上下水道局川尻庁舎等一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託場所および運搬回数
 - (1) 上下水道局川尻庁舎 秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
(一般廃棄物収集運搬 週 3 回 資源化物収集運搬 週 2 回)
 - (2) 上下水道局仁井田浄水場 秋田市仁井田字新中島 2 2 1 番地 2
(一般廃棄物収集運搬 週 1 回 資源化物収集運搬 月 1 回)
 - (3) 上下水道局豊岩浄水場 秋田市豊岩豊巻字上野 1 6 4 番地
(一般廃棄物収集運搬 週 1 回 資源化物収集運搬 月 1 回)
 - (4) 上下水道局八橋汚水中継ポンプ場 秋田市八橋本町六丁目 1 2 番 1 5 号
(一般廃棄物収集運搬 週 1 回 資源化物収集運搬 週 1 回)
- 4 廃棄物の種類
 - (1) 一般廃棄物
業務に伴い排出された廃棄物のうち、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）に定める事業系一般廃棄物（以下廃棄物という。）とする。
- 5 業務範囲
 - (1) 秋田市上下水道局各施設内の指定された集積所に保管されている廃棄物を積込みし、指定された処分先に運搬すること。
 - (2) 収集運搬日は、土曜日、日曜日、祝日および年末年始(12/29～1/2)を除き、別表－ 1 のとおりとする。
 - (3) 収集運搬日を変更する場合は、予め変更計画書を監督員に提出し、承認を得ること。
 - (4) 廃棄物集積所に集められた廃棄物は、収集運搬業務受託者の責任において積込み等を行うこと。積込み後は集積所の清潔保持に努めること。
- 6 収集運搬
 - (1) 収集した廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物が飛散し流出しないように注意すること。
 - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音により生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。

7 処分先

収集した廃棄物は、下記に運搬し適正に処理すること。

- (1) 家庭ごみ 秋田市総合環境センター
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1
- (2) 資源ごみ 秋田市リサイクルプラザ
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1
- (3) 古紙 受託者の責任において適切に処理すること

8 費用の支払い

処分先への搬入手数料は収集運搬費用に含むものとし、毎月の業務完了報告を確認ののち、翌月末まで支払うものとする。

9 搬出の安全作業

構内からの廃棄物の収集運搬にあたっては、十分な注意を払い、かつ、安全を確保し、作業を実施しなければならない。

10 報告業務

廃棄物の収集運搬量ならびに処理等の状況を各施設単位で書面によりに毎月報告するものとする。

11 業務機材

業務に必要とする機材は、受託者の負担とする。

12 受託者の職務

- (1) 業務を円滑に遂行するために、従事者の労務管理および安全衛生管理に当たること。
- (2) 事故防止に万全を期し、万一事故が発生したときは、秋田市上下水道局に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ、事故の拡大防止に努めること。

13 個人情報の保護

この契約による業務を処理することにあたり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を尊重しなければならない。

14 業務内容の変更

秋田市上下水道局は、必要に応じ、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、双方で協議して決定するものとする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の内容に疑義が生じた事項については、必要に応じて双方で協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。

令和7年度

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
4 3 5 4 4 1						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
3 2 4 5 5 1						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
5 3 4 4 4 1						

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
3 4 5 5 4 1						

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
3 3 4 4 5 1						

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
4 3 4 4 4 1						

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
3 3 5 5 5 1						

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						
2 3 4 4 4 1						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
4 3 4 4 4 1						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
3 3 4 4 4 1						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
3 3 3 4 4 1						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				
5 4 4 3 3 1						

月曜日	川尻・仁井田・豊岩・八橋	【一般廃棄物】	42	回
水・金曜日	川尻	【一般廃棄物】	100	回
最終火曜日	川尻・仁井田・豊岩	《資源化物》	12	回
火曜日(最終除く)	川尻・八橋	《資源化物》	37	回
木曜日	川尻	《資源化物》	50	回

収集運搬日

曜日	月	火	水	木	金
種別	一般廃棄物	資源化物	一般廃棄物	資源化物	一般廃棄物
第 １ 週	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎	川尻庁舎	川尻庁舎
第 ２ 週	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎	川尻庁舎	川尻庁舎
第 ３ 週	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎	川尻庁舎	川尻庁舎
第 ４ 週	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎	川尻庁舎	川尻庁舎
第 ５ 週	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場 八橋汚水中継ポンプ場	川尻庁舎 仁井田浄水場 豊岩浄水場	川尻庁舎	川尻庁舎	川尻庁舎